

申告の準備はお済ですか？



■申告会場

申告・相談は、左表の会場に行っておりま。日時のお間違えのないよう確認の上、受付期間内にお出かけください。

申告受付会場一覧表

受付時間▶ 8:30 ~ 12:00 (日曜は▶ 9:00 ~ 12:00)
▶ 13:00 ~ 17:15 (▶ 13:00 ~ 16:00)

会場	受付期間	日曜日の開設日
市役所下呂庁舎 1階ロビー	2月16日(木)	2月26日
市役所萩原庁舎選挙管理委員会室	~	
小坂振興事務所 1階相談室	3月15日(木)	3月4日
金山振興事務所 1階ロビー	※日曜日の開設日以外の土日を除く	
馬瀬中央公民館 2階小会議室		

■市・県民税

▼申告が必要な人

平成24年1月1日現在、下呂市内在住で次のいずれかに該当する人

○営業、農業などの事業所得や

不動産所得のある人

○事業主から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(日雇い、パートなどの人は、事業主に確認してください)

○配当、譲渡(株、土地、建物)などの収入がある人

○次に該当する人は、収入がなくても申告をお願いします。

・国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者とその世帯主の人(申告がない場合は、保険料等の軽減が受けられません)

・税務証明書(所得証明書など)が必要な人

▼申告が不要な人

○平成23年分所得税の確定申告を行う人

○勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人

※住民税についての詳しい内容は、別紙『知っておきたい身近な税金のしくみ』または、

下呂市ホームページ(<http://www.city.gero.lg.jp/gyousei/>)を確認ください。

www.city.gero.lg.jp/gyousei/

byousei/を確認してください。

■所得税

▼申告が必要な人

○年金受給者で、各控除を受けようとする人

○サラリーマンで次のいずれかに該当する人

に該当する人

・給与収入が2千万円を超える人

・給与所得と退職所得以外の各所得の合計額が20万円を超える人

・2ヶ所以上から給与を受けている人

・社会保険料、扶養、医療費控除などの各控除を追加変更しようとする人

○営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人、土地や建物を譲渡した人などで平成23年中の合計所得金額が、基礎控除などの所得控除の合計額より多い人

▼年金所得者の確定申告不要制度

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。(但し、市・県民税の申告は必要です)

▼震災関連寄附金控除

東日本大震災に係る寄附金を支出した場合は、その寄附金が国または著しい被害が生じた地方公共団体に対するものや財務大臣が指定したものと、一定のものであるときは「震災関連寄附金」(特定寄附金)に該当し、

寄附金控除の対象となります。

また、震災関連寄附金のうち、認定NPO法人や中央共同募金会が東日本大震災に関しての被災者の救済活動等のために募集する寄附金で一定のものについては、寄附金控除(所得控除)との選択により特定災害指定寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることもできます。

○収入を証明する書類

・平成23年中に支払を受けた公的年金や給与すべての源泉徴収票(原本)

・平成23年中に支払を受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書

・事業所得や不動産所得の収支内訳書

※収用や居住用財産を譲渡した場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

○控除を証明する書類(書類がない場合は控除できません)

寄附金控除の対象となります。

また、震災関連寄附金のうち、認定NPO法人や中央共同募金会が東日本大震災に関しての被災者の救済活動等のために募集する寄附金で一定のものについては、寄附金控除(所得控除)との選択により特定災害指定寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることもできます。

○印鑑(スタンプ式以外の朱肉を使用するもの)

○申告書(税務署、市から届いている人はそれを使用して下さい)

○収入を証明する書類

・平成23年中に支払を受けた公的年金や給与すべての源泉徴収票(原本)

・平成23年中に支払を受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書

・事業所得や不動産所得の収支内訳書

※収用や居住用財産を譲渡した場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

○控除を証明する書類(書類がない場合は控除できません)

・生命保険料(一般用・個人年金用)の控除証明書

・地震保険料などの控除証明書

・国民年金保険料の控除証明書

・寄附金の受領証明書

・医療費の領収書

※医療費の領収書は、受診者、医療機関ごとに領収日順にまとめてください。事前にまとめていない場合は申告を受付できないこともあります。

○その他

・税金の還付を受ける人は、本人名義の口座番号がわかるもの

住宅取得控除説明会

2月10日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	下呂総合庁舎 5階 大会議室(萩原町羽根地内)
----------	--------------------------------	----------------------------

東日本大震災関連相談会

2月10日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	下呂総合庁舎 5階 大会議室(萩原町羽根地内)
----------	--------------------------------	----------------------------

高山税務署職員・税理士による無料申告相談会

2月27日(月)	10:00 ~ 12:00	市役所下呂庁舎
2月28日(火)	13:00 ~ 16:30	1階ロビー

市・県民税の申告と 所得税の確定申告の受付が始まります

期間は 2月16日(木)～3月15日(木)

まもなく平成 23 年分の所得税の確定申告と市・県民税の申告の時期となります。
正しい申告と納税は私たちの義務であり、社会のルールです。自分の所得と税額
を正しく計算し、期限までに申告、納税を済ませましょう。

申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を
持ってお出かけ下さい。

■高山税務署職員・税理士 による無料申告相談会

高山税務署職員と税理士による
無料申告相談会を右ページ下
のとおり2日間にわたって開催
致しますので、是非ご利用くだ
さい。

【無料相談にあたってのお願い】

当日は大変混みあうことが予
想されますので、営業、農業な
どの事業所得や不動産所得のあ
る人は、青色決算書または収支
内訳書をあらかじめ作成してお
いてください。また、必要書類
など忘れ物のないよう事前にこ
確認の上お越しください。

■住宅取得控除説明会

平成 23 年中に住宅等取得さ
れた人で、一定の要件を満たし
ている場合は、税額控除が受け
られます。右ページ下のとおり
説明会を開催致します。参加希
望される場合は、事前に案内を
送付致しますので、市役所税務
課までお問い合わせください。

■東日本大震災関連相談

この度の東日本大震災により
被災された皆様に、心からお見
舞い申し上げます。

東日本大震災により被災され
た人については、所得税に関し

て、税制上の措置があります。右
ページ下のとおり相談会を開催
致しますので、ご利用ください。

なお、参加される場合は予約
が必要となりますので、事前に
税務署までお電話ください。

連絡先 高山税務署個人課税部門
☎ 0577-32-8126

■自宅から申告(e-tax)

自宅のパソコンからインター
ネットを利用して確定申告がで
きます。

※電子申告 e-tax

ネットで申告 おうちで作成

- ① 最高 4,000 円の税額控除
(平成 19 年分から 22 年分で当控除を受けた方は受けられません)
- ② 添付書類の提出省略 (書類の提出又は提示を求められることがあります)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 24 時間受付



※ e-Tax の利用に際しては、事前準備が必要です。
国税庁 / <http://www.nta.go.jp/>

■青色申告の方へ

青色申告に関する相談及び申
告書の作成は市役所では行っ
ておりません。

申告相談等は、税務署へお問
い合せいただくか、右ページ下
の「高山税務署職員・税理士に
よる無料申告相談会」をご利用
ください。

■申告及び納期限

▼所得税・贈与税・3月15日(木)
▼消費税……………4月2日(月)

期限までに申告、納付してく
ださい。納付書をお持ちでない
方は、税務署、各申告会場に備え
付けの納付書をご利用ください。
※贈与税の申告相談は市役所で
行っておりません。

問 合 先

◆所得税の確定申告に関することは
高山税務署 9:00～17:00
☎ 0577-32-1020
(電話は自動音声により案内されます)

◆市・県民税の申告に関することは
市役所市民部税務課 8:30～17:15
☎ 24-2222 内線 140・141